

令和 2 年

司法統計年報概要版

3 家事編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2020

VOLUME 3 FAMILY CASES

令和 3 年 8 月

AUGUST, 2021

最高裁判所事務総局  
GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和2年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、3家事編の概要を記したものである。

## 第1 家事事件及び人事訴訟事件等の全事件

家庭裁判所に申し立てられた令和2年の事件総数は、110万5383件であり、令和元年と比較して1.2%の増加を示している（表1）。

なお、新受事件総数の昭和57年以降の推移は図1のとおりである。

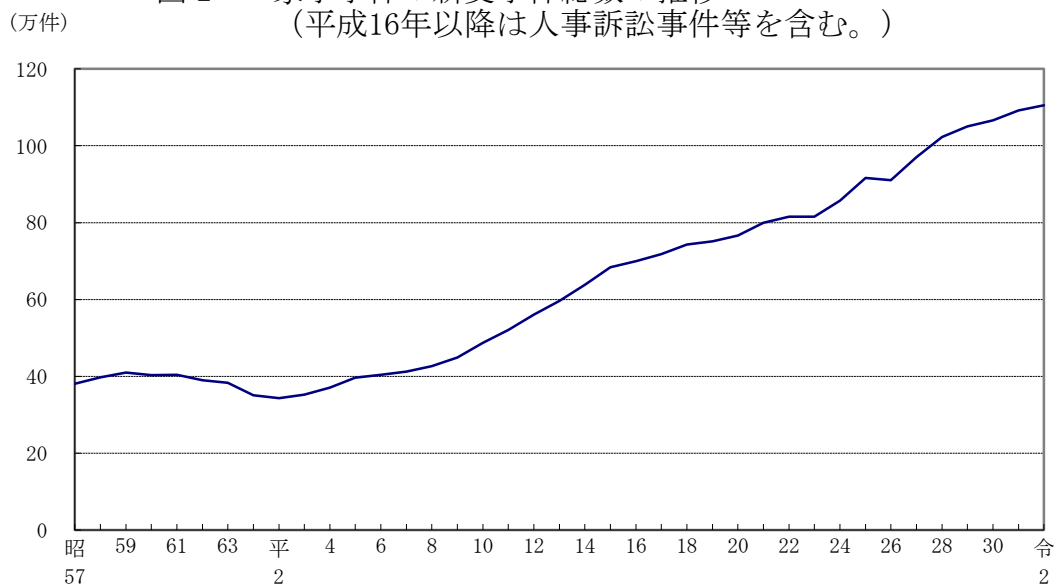
表1 家事事件及び人事訴訟事件等の新受事件総数の構成比及び前年比

事件の種類	令和元年	構成比(%)	令和2年	構成比(%)	前年比(%)
総数	1 091 805	100.0	1 105 383	100.0	101.2
審判事件	907 798	83.1	926 830	83.8	102.1
調停事件	136 359	12.5	130 937	11.8	96.0
人事訴訟事件	9 042	0.8	8 568	0.8	94.8
通常訴訟事件	236	0.02	262	0.02	111.0
子の返還申立事件	16	0.001	18	0.002	112.5
保全命令事件	508	0.05	437	0.04	86.0
共助事件	9 138	0.8	10 739	1.0	117.5
雑事件	23 888	2.2	22 837	2.1	95.6
その他の事件	4 820	0.4	4 755	0.4	98.7

注1) 高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

注2) 数値は四捨五入していることがあるため、割合の合計が100%とならない場合がある（以下の図表の数値についても全て同様である。）。

図1 家事事件の新受事件総数の推移  
(平成16年以降は人事訴訟事件等を含む。)



## 第2 家事審判事件

### 1 新受・既済・未済事件数

令和2年の新受事件数は、92万6830件であり、令和元年と比較して2.1%の増加を示している（表1）。

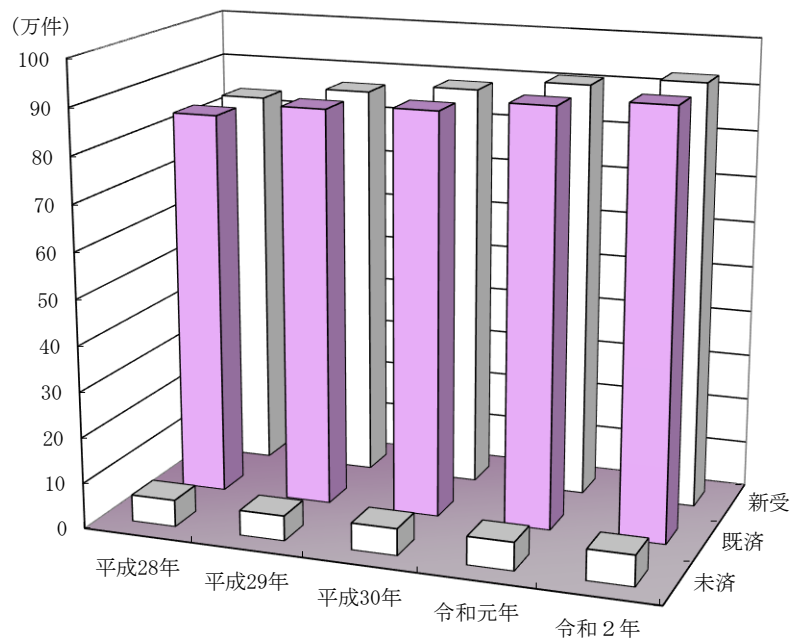
なお、新受事件数の昭和57年以降の推移は図2、新受・既済・未済事件数の最近5年間の推移は表2、図3のとおりである。



表2 家事審判事件の最近5年間の推移

年次	新受 (指数)	既済	未済
平成28	835 713	838 564	58 469
平成29	863 884	867 602	54 751
平成30	883 000	879 223	58 528
令和元	907 798	904 762	61 564
令和2	926 830	921 152	67 242

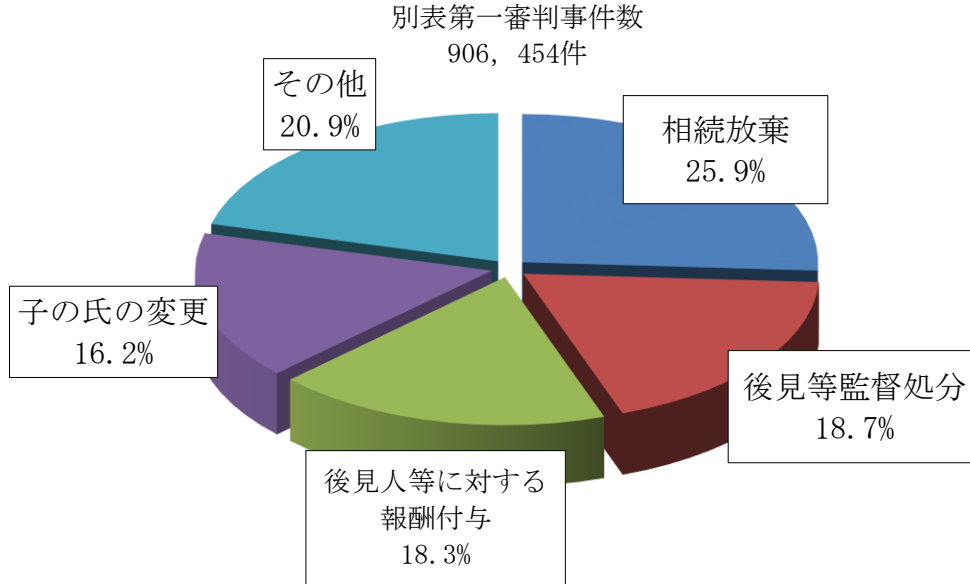
図3 家事審判事件の新受・既済・未済事件数の推移



(1) 別表第一審判事件

令和2年の新受事件数は、相続放棄事件が最も多く、次いで、後見等監督処分事件、後見人等に対する報酬付与事件、子の氏の変更事件の順となっている（図4）。

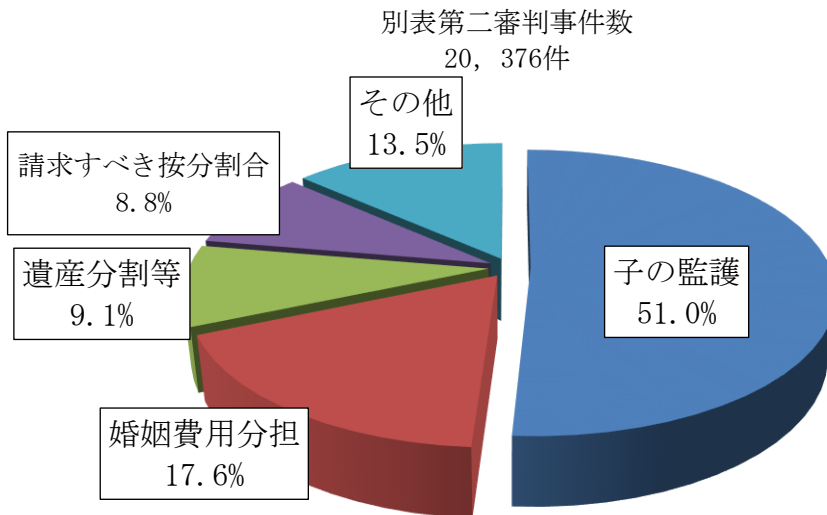
図4 別表第一審判事件の新受事件数の事件別の構成比



(2) 別表第二審判事件

令和2年の新受事件数は、子の監護事件が最も多く、次いで、婚姻費用分担事件、遺産分割等事件、請求すべき按分割合事件の順となっている（図5）。

図5 別表第二審判事件の新受事件数の事件別の構成比



## 2 平均審理期間

既済事件の平均審理期間の最近5年間の推移は表3のとおりである。

表3 家事審判事件の既済事件の平均審理期間

年次	総数	別表第一	別表第二
平成28	1.1月	1.0月	5.6月
29	1.1	1.0	5.6
30	1.1	1.0	5.7
令和元	1.1	1.0	5.8
2	1.2	1.1	6.0

## 3 終局区分

既済事件を終局区分別の構成比で見ると、認容が96.8%を占めている（表4）。

表4 家事審判事件の終局区分

年次	平成30年	構成比 (%)	令和元年	構成比 (%)	令和2年	構成比 (%)
総数	879 223	100.0	904 762	100.0	921 152	100.0
認容	849 723	96.6	874 734	96.7	891 594	96.8
却下	4 727	0.5	4 891	0.5	4 350	0.5
取下げ	15 980	1.8	16 086	1.8	16 272	1.8
移送・その他	8 793	1.0	9 051	1.0	8 936	1.0

## 第3 家事調停事件

### 1 新受・既済・未済事件数

令和2年の新受事件数は、13万0937件であり、令和元年と比較して4%の減少を示している（表1）。

その内訳は、婚姻中の夫婦間の事件が最も多く、次いで、子の監護事件、婚姻費用分担事件、遺産分割等事件の順となっている（図6）。

なお、新受事件数の昭和57年以降の推移は図7、新受・既済・未済事件数の最近5年間の推移は表5、図8のとおりである。

図6 家事調停事件の新受事件数の事件別の構成比

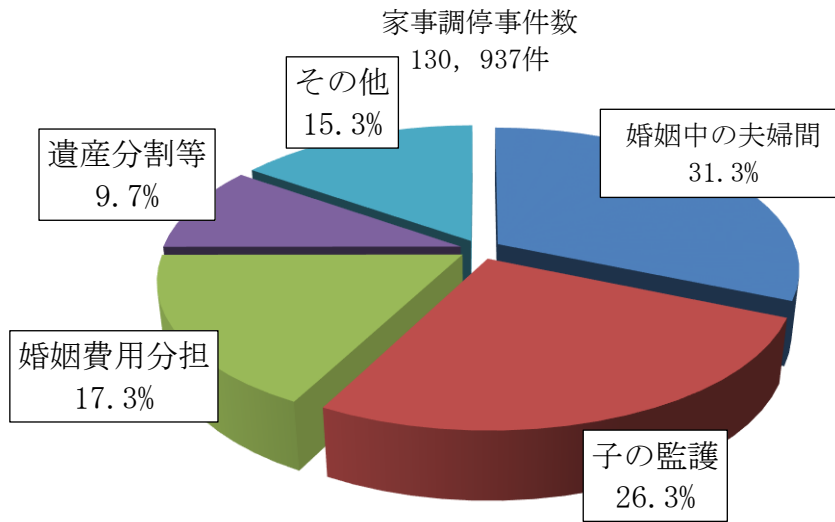


図7 家事調停事件の新受事件数の推移 (万件)

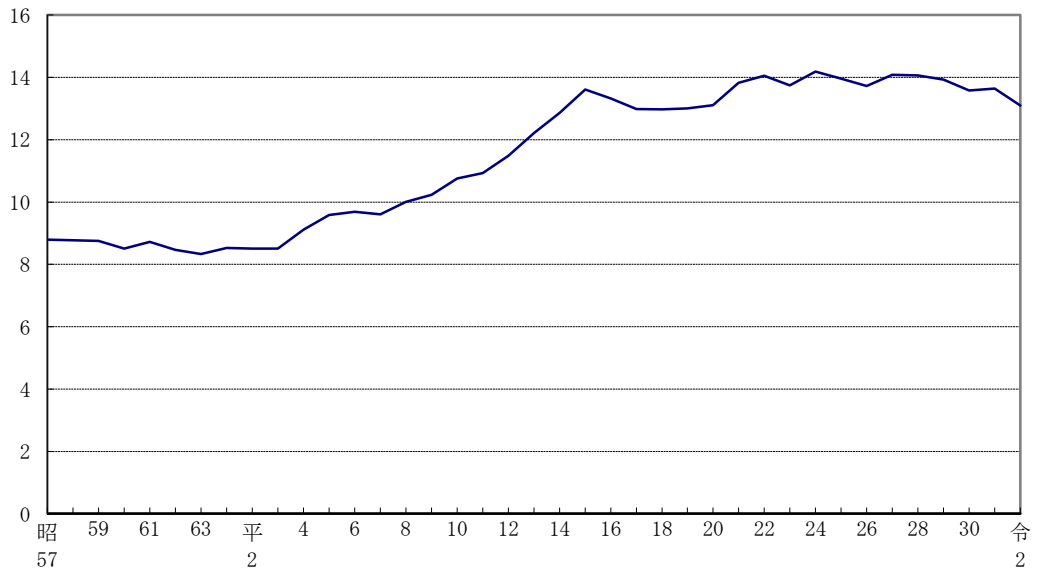
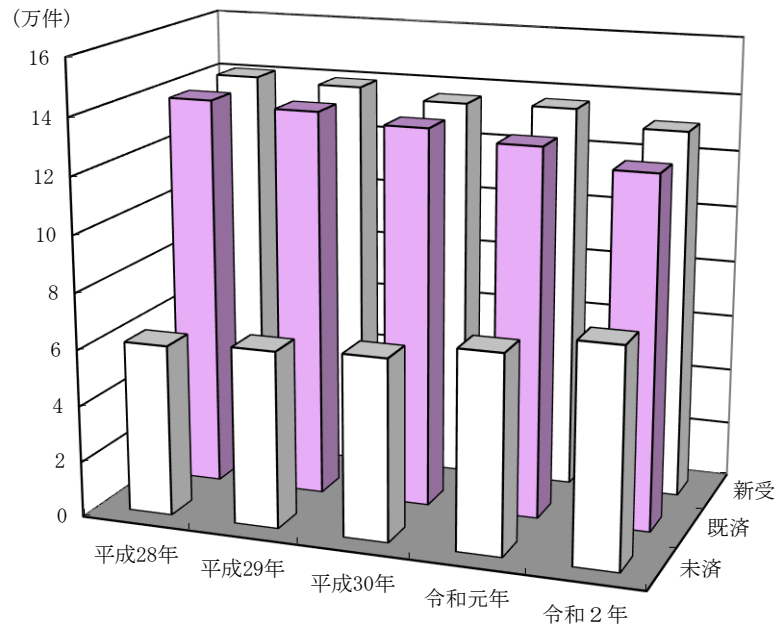


表5 家事調停事件の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成28	140 640	100	138 700	60 989
29	139 274	99	137 194	63 069
30	135 784	97	134 079	64 774
令和元	136 359	97	130 519	70 614
2	130 937	93	124 340	77 211

図8 家事調停事件の新受・既済・未済事件数の推移



## 2 平均審理期間

既済事件の平均審理期間の最近5年間の推移は表6のとおりである。

表6 家事調停事件の既済事件の平均審理期間

年次	総数	別表第二	別表第二以外
平成28	5.5 月	5.8 月	5.1 月
29	5.8	6.0	5.4
30	6.0	6.4	5.6
令和元	6.3	6.7	5.7
2	7.2	7.5	6.7

## 3 終局区分

既済事件を終局区分別の構成比で見ると、成立が47.9%、不成立が18.1%、取下げが20.2%を占めている(表7)。

表7 家事調停事件の終局区分

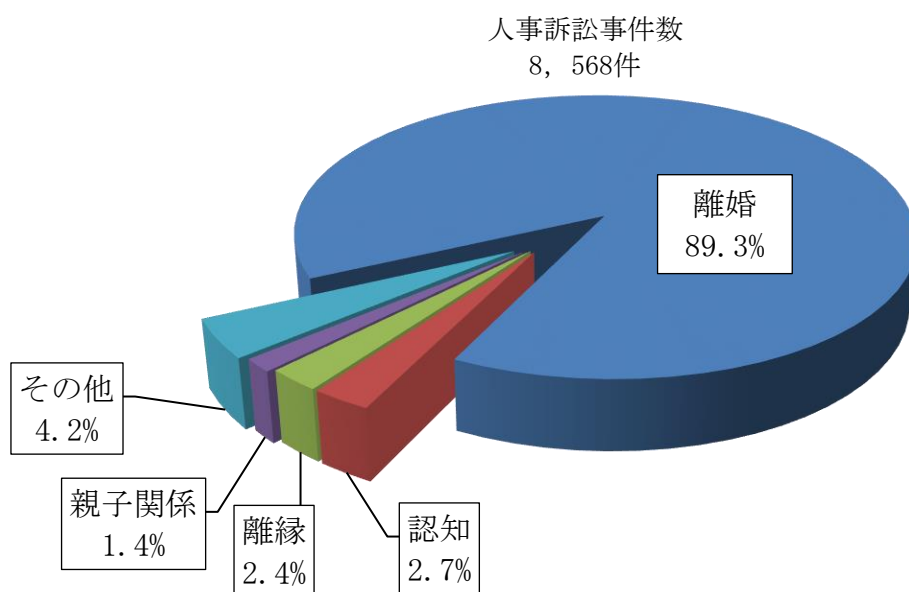
年次	平成30年	構成比 (%)	令和元年	構成比 (%)	令和2年	構成比 (%)
総数	134 079	100.0	130 519	100.0	124 340	100.0
成立	69 689	52.0	66 385	50.9	59 527	47.9
不成立	23 164	17.3	22 517	17.3	22 551	18.1
取下げ	26 743	19.9	25 609	19.6	25 143	20.2
合意に相当する審判	1 830	1.4	1 796	1.4	1 530	1.2
調停に代わる審判	6 936	5.2	8 046	6.2	9 590	7.7
調停をしない	1 418	1.1	1 492	1.1	1 317	1.1
移送・その他	4 299	3.2	4 674	3.6	4 682	3.8

#### 第4 人事訴訟事件

##### 1 新受・既済・未済事件数

令和2年に家庭裁判所に提起された人事訴訟事件の新受事件数は8568件であり、令和元年と比較して5.2%の減少を示している（表1）。その内訳は、離婚事件が最も多く、次いで、認知事件、離縁事件、親子関係事件の順となっている（図9）。なお、既済事件数は8156件、未済事件数は1万0072件である。

図9 人事訴訟事件の新受事件数の事件別の構成比



##### 2 平均審理期間

令和2年の既済事件の平均審理期間は13.8月である。



### 3 終局区分

既済事件を終局区分別の構成比で見ると、判決が39.8%、和解が38.9%、取下げが18.6%を占めている（表8）。

表8 人事訴訟事件の終局区分

年次	平成30年	構成比 (%)	令和元年	構成比 (%)	令和2年	構成比 (%)
総数	9 474	100.0	8 827	100.0	8 156	100.0
判決	3 780	39.9	3 684	41.7	3 243	39.8
決定	111	1.2	101	1.1	102	1.3
命令	9	0.1	11	0.1	5	0.1
和解	4 272	45.1	3 647	41.3	3 170	38.9
放棄	10	0.1	7	0.1	6	0.1
認諾	12	0.1	10	0.1	4	0.05
取下げ	1 165	12.3	1 251	14.2	1 513	18.6
その他	115	1.2	116	1.3	113	1.4

### 第5 利用上の注意

- 1 統計表の数値は、特に断りのない限り件数を表す。
- 2 数値は、令和3年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 3 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。